

○防衛省告示第二百五十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和七年十一月七日次のとおり決定された。

令和七年十一月十一日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇四八	ホワイト・ビーチ地	うるま市	国有	土地…約四〇〇平方メートル	
	区		民有	土地…約一八、〇〇〇平方メートル	訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年十一月十二日から同  
月十四日までの間

海上自衛隊沖縄基地隊本部地区の施設の  
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用  
ある施設及び区域として提供する。提供  
期間中は、地位協定の関連ある条項が適  
用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三一九四	航空装備研究所新島	東京都新島村	国有	建物…約七八〇平方メートル 工作物…門等	訓練施設として新規提供する。
	支所				

使用期間…令和七年十一月十一日から同  
月十九日までの間

防衛装備庁航空装備研究所新島支所の施  
設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の  
適用ある施設及び区域として提供する。

提供期間中は、地位協定の関連ある条項  
が適用される。

## 海上演習場関係

### ◎新規提供

#### 日向灘訓練区域

##### 一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒
- 2 北緯三一度四一分〇六秒、東経一三一度四〇分一八秒
- 3 北緯三一度三一分一八秒、東経一三一度三八分二四秒
- 4 北緯三一度三二分四二秒、東経一三一度二八分三六秒

## 二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

## 三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

## 四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年十一月十六日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。